

改正

平成30年 1月16日告示第 1号

令和元年 9月30日告示第111号

小矢部市広報おやべ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小矢部市が発行する広報おやべに掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広告は、市民生活の利便性の向上に寄与するものとし、その範囲は次の各号に該当しないものとする。

- (1) 広報おやべの公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令に違反するおそれのある内容を含むもの
- (3) 政治活動、宗教活動等の思想・信条又は個人の意見を内容とするもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広報おやべに掲載できる広告に関する基準は、市長が別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告掲載の優先順位は、受付順とする。受付日が同日の場合は、抽選により優先順位を決定するものとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第4条 広告の掲載位置及び掲載数は、それぞれ市長が定めるものとする。

(広告の規格)

第5条 広告は1色刷りとし、大きさは左右88ミリメートル、天地47ミリメートルとする。

(広告の掲載料金)

第6条 前条の広告に係る掲載料金は、1件当たり月額10,190円とする。

2 前項の規定にかかわらず、6箇月以上12箇月以内で連続して掲載する場合の掲載料金は、当該月分の掲載料金の合計額に次の表に定める率を乗じて得た額（その額に10円未

満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) とする。

掲載月数	率
6 箇月から 9 箇月まで	100分の90
10箇月又は11箇月	100分の85
12箇月	100分の80

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広報おやべ広告掲載申込書（別記様式）に広告案を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の申込書の提出期限は、掲載を希望する広報おやべの発行月（複数回の掲載を希望する場合にあっては、最初の発行月）の前月1日とする。

(掲載広告の決定)

第8条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、速やかに広告案の内容等を審査し、掲載の可否を決定のうえ、申込者に通知するものとする。

2 市長は広告案を審査した場合において、必要があると認められるときは、申込者に修正又は削除を求めることができる。申込者は正当な理由がない場合、その求めに応じなければならない。

(掲載料金の納付)

第9条 前条の規定により広告掲載の承認を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する日までに掲載料金を納付するものとする。

2 市長は、広告主が前項の掲載料金を納付しない場合は、広告掲載を取り消すことができる。

(広告の校正等)

第10条 広告主は、広告原稿を市長が指定する印刷事業者に提出し、校正を行うものとする。

2 前項の校正を行うに当たっては、あらかじめ市担当課の承認を受けるものとする。

3 原稿の校了は、市担当課が行うものとする。

4 第1項の校正を行う場合において、デザイン料、著作権の使用料等が発生したときは、

広告主の負担とする。

(広告主の責務)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長と申込者が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成30年1月16日告示第1号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日告示第111号)

(施行期日)

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に広告掲載の決定を受けている者の掲載料金の額については、この告示による改正後の第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式（第7条関係）

広報おやべ広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）小矢部市長

1 申込者

住 所	〒		
（所在地）	電話番号	FAX 番号	
名 称			
代表者名			
担当者名		連絡先	電話番号
			E-mail

2 掲載希望月（複数可）

3 掲載広告案（88 mm×47 mm）

--